

新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言中の 定期使用について(ご案内)

平素は、本市自転車駐車場の運営にご理解いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年4月7日から緊急事態宣言が発令されたことにより、在宅勤務やテレワーク、学校休校など、定期を購入したが、使用できなかった方が多数おられます。

本市の対応としまして、下記のとおりとさせていただきますのでご理解いただけますようお願いいたします。

◆対象者：令和2年4月分・5月分の定期使用を購入された方。

◆対応内容

- ① 令和2年4月分から緊急事態宣言が解除された月(5月分)までの定期使用について、申請により、購入された定期使用の月数に応じて、緊急事態宣言が解除された月(5月)の翌月(6月)の初日から、継続して使用できるものとします。
- ② 緊急事態宣言期間の定期を購入したが、緊急事態宣言が解除されたあとも使用しない方は、緊急事態宣言期間中の定期使用料を申請により還付できるものとします。

◆申請受付開始日

令和2年5月27日(水) 午前7時から

申請受付終了日

令和2年8月31日(月) 午後10時まで (令和2年5月21日時点)

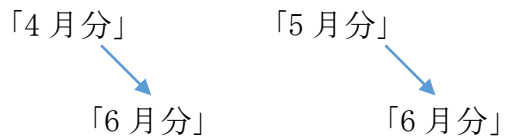
※緊急事態宣言が解除された月の翌月から3か月

※上記①、②いずれかをご希望される方は、お手数ですがご利用の駐輪場にて申請が必要となっておりますので、係員までお尋ねください。

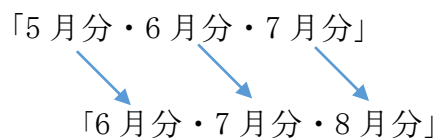
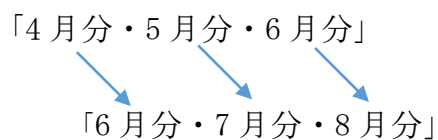
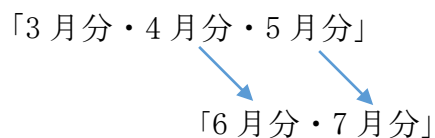
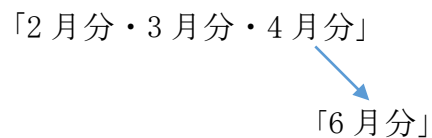
対応内容①の利用方法

例（1）：1か月定期の場合

→4月分・5月分の定期使用が対象



例（2）：3か月定期の場合



尚、運用上、緊急事態宣言が解除された月(5月)の翌月(6月)から連続した月として定めております。連続しない月は、利用いただけませんので、その場合は、還付の手続きを申請してください。

問合わせ先

柏原市役所 都市政策課 交通対策係

TEL : 072-972-1597(直通)